



介護保険事業の運営の姿勢について



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

2『堅実に事業を進める』

とかく介護事業を開設する動機には、人の役に立ちたい・高齢者の援助をしたい、介護事業は利益があるのではないか、なんか面白い事業のような気がする等、情意中心に計画することが多いように感じられます。たしかに、平成12年の制度開始当初では、それでも良かったと思います。しかし、今の実状からすると、そのような気持ちで事業をすることは危険です。というのも、全国的な介護の動向は医療との連携が重要になってきているからです。介護技術はもちろん、介護でも高度な介護が要求され始めているほか、医療的知識や社会支援（制度や法律）なども理解しなければなりません。この場合、管理者や責任者がそのようなことを、予めかじっておくことが肝心です。

堅実に事業を進める上で、介護知識の蓄積もさることながら、事業計画をしっかりと立てることが必要です。小さな事業所では、無計画に進める方がいます。事業開設までは何とか進めることができますが、その後はかなり難しい展開になると思います。

ではどんなことを計画的に進めるか、ということになりますが、自己資本が底をつく前に、収入を軌道に乗せることです。事業計画では、法人の種類から適切に決定していきます。介護保険事業はどんな法人でも指定が受けられます。営利法人・非営利法人・組合など、どの法人で行うかをしっかりと決め、その法人特有の決まりごとを理解します。法人に必要なのは定款といういわば憲法のようなものが必要です。どんな理念を持ち実施していくか、運営の方式は、どのような

構成（組織）で行うのかなど勉強しながら進めていくことが必要です。設立に際し、それらを援助してくれるような専門の機関があります。お金がかかりますが、その機関を利用して進めてもかまいません。肝心なのはあなた任せにしないことです。一つ一つの内容を理解していくことこそ、適切な運営につながります。また、運営の準備では介護保険の書類ばかりでなく、社会保険・雇用保険・税務署など様々は行政機関とのつながりができますから、計画的に手続きを処理していきます。法人を立ち上げるには、法務局に登録しなければなりません。法人によっては、公正証書が必要になるものもあります。

人を雇い入れる場合は、就業規則が必要になります。就業規則は、ある人員以下だと作成しなくてもいいですが、なくても労働法規というものがあれば、この労働法が代わりの規則として成り立ちますので、採用についても勉強しておきましょう。こういったことをきちんとしていない事業所では、年休扱いや残業などのトラブルが多いように見受けられます。

また、設備や備品については、はじめから費用のかかるものを購入しないほうが賢明です。介護保険制度はパソコンの利用率が高く、管理者や実務者はパソコン操作ができるように練習することが必要です。そのほかもちろんと沢山準備しなければならないことがありますので、これらを計画的に進めることが必要です。この計画にそって進めるということこそ実務でも同じような要素でサービスが提供されますから、事業運営の一致が理解できると思います。

Caps
からの
お知らせ

2009年版ケア手帳予約受付開始！！

今年も2009年版ケア手帳の予約受付がはじまりました。

2009年4月は報酬単価が大幅に改訂される3年に1回の年にあたります。まだどうなるのかわからないのですが、変わることは確かですので、今年の手帳にはある仕掛けをしました。ダイアリー部分とコード表部分を別冊にして、カバーの中に入れ（カバーも仕掛けがしてあります）4月に新報酬単価がでると、新サービスコード表を作り、差し替え分を無料で送るというサービスです。

まだ手にされていない方は、是非「キャプス 2009年度版ケア手帳」のご購入をご検討ください。

◎キャプスホームページ <http://www.tanishi.co.jp/kaigo/index.html>



訪問看護の現場より
看護師のきもち

第5回

スタッフが働き続けたい職場とは…? ～訪問看護師の私見～



訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子

前は「今、人手不足の現場で元気の出る秘訣」として、働く側の勤務時間（季節）にあわせて柔軟な雇用体制をしている事業所の紹介をしました。今回は、実際に働いている人の声を紹介してみたいと思います。

30代―「在宅サービスは、決められた時間、利用者の方とその時間いっぱいに向き合ってケアや支援が行なえて充実している。自分で納得できる内容の仕事ができる」また、「自分なりにケアの継続ができる」

別の30代―「時間の調整が行なえる。結果、家庭の時間を自分で作る事ができる…」「また、自分自身が仕事を通して育てられている。様々な人や場面に出会い、価値観が広がる。ものを見たり考えたりする視野が広がる。利用者や同僚など人生経験豊富な方々と接し忍耐力がつく

…」

いかがでしょうか。50代後半の私もそのように思います。生涯現役、生涯学習だと思っています。また、扶養家族のため所得制限があり、自分で可能な限り勤務調整をしている同僚もいます。

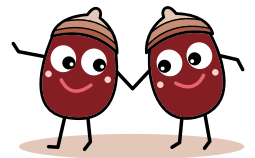
現在、訪問看護中の利用者のご家族（介護中）にヘルパーで働いている方がおられ、「在宅で決められた時間、その方だけと向き合って介護ができるのは、自分で納得の行く内容のケアが継続できていいですね」というような話題がよく出ます。

こういった話から、在宅サービスの現場で働いている人たちの条件や環境を考えると、

「サービス専門職としての仕事の充実」と働く時間を自分で組み立てることができる。勤務の拘束が、施設内で〇〇時～〇〇時までと決められるよりも「自分で時間調整ができることへの魅力」が在宅サービスを支える。要は、自分の時間を作るというプライベートと専門性（仕事）の充実の二つのバランスを上手に保った働き方が望まれるということではないでしょうか？ 事業所運営の人材確保はこの二つの魅力を持つことが大切ではないかと思います。まずは、事業所として専門性を高めるための支援体制（研修や教育体制）を考えることが必要ではないでしょうか。

私自身は、自分の能力と体力に合わせた働き方で、社会貢献ができることの喜びを感じています。いつまでも適度の緊張感がある生活が続けることで老化現象の歯車がゆっくり回ってくれるのではないかと自己満足をしています。

幅広い年齢層の職員がいて、様々な条件や環境にある職員をそろえることは、在宅という様々なケースに対応できることにつながり、事業所の大きな底力につながるように考えています。



若さを維持する 「かきくけこ」

「か」は感動 どんな小さなことでも日常生活の中にドラマを見つけましょう。

「き」は興味 知らないことを知ったとき、感動が生まれます。知らないことに興味を持ちましょう。

「く」は工夫 何かに行き詰まっても、いろいろな方向から物事を考えることが脳を成長させます。

「け」は健康 健康な身体は若さへの自信につながります。

「こ」は恋心 年齢は関係なし。いくつになっても恋する心のときめきが自分を高めようとする心や、若々しい行動力につながります。

「当たり前」になるその前です。介護の現場は非常にハードです。現場で活躍されている皆様にとっては「当たり前」のこともかもしれません。誰もが新人の頃は「こんなに大変な仕事、私に勤まるかしら？」と不安な気持ちがあったと思います。

事業所の経営者の方、リーダーの方は常に部下の皆さんの働きを「当たり前」ではなく、「感謝する」ということを心がけてみましょう。他人から感謝されて喜ばない人はいません。そう、あなたの職場にいる、ヘソ曲がりで有名なあの人が、まるで宇宙人に見える若いあの人が、まるでそっくりです。「感謝しています、ありがとうございます」という言葉が、職員さんの活き活きとした、前向きな働きにつながっていきます。

介護事業所と経営

第5回

「感謝の気持ち」で 組織を動かす



第一コンサル
広島事務所
西山 仁胤

辞書で「感謝」を引いてみると、その反対語は「当たり前」と出ています。なぜそうなるかといいますが、「感謝」とは「ありがたい」という気持ちのことで、「ありがたい」とは、本来「有り難い」と書き、「めったにないこと、またとないくらい尊い、もったいない」といった意味があります。よって、「感謝」＝「有り難い」の反対の意味は、「あつて当たり前」になるその前です。

介護輸送サービス事情②



介護輸送に係る 法的取扱いについて

行政書士 山中 直美

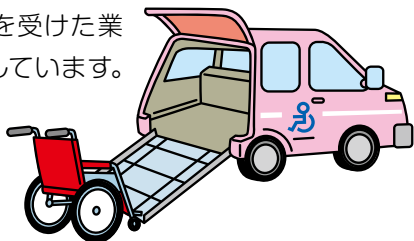
平成16年3月より、訪問介護事業者が介護輸送サービスを行うためには運送業の許可が必要になりましたが、道路運送業法は馴染みが薄いため、なかなか理解されにくいようです。

しかし、この「通院等乗降介助」は需要が多いことから、新たなビジネスチャンスと捉え、運送業の許可を取っている事業者が増えているのも事実です。そこで、今回から数回に分けて介護輸送サービスについてお話したいと思います。

訪問介護事業者が通院などのための乗車、又は降車の介助（乗降介助）に連続して輸送を行う場合には、道路運送法第4条または43条（一般または特定）の許可が必要です。これを受けずに輸送を行う訪問介護事業所については介護報酬の対象になりません。訪問介護の事業者指定にあっても乗降介助については、運送業許可を有していなければ指定を受けることができません。

一方、施設介護者が行う要介護者等の送迎については、自家用輸送であること、つまり許可は不要であることを明確にした上で安全確保の向上の観点から道路運送法の許可を受けた業者への外部委託を推奨しています。なお、障がい者を対象とする乗降介助においても、上記の方針に準じて取り扱うこととされています。

次回は介護事業に関係する運送業許可についてお話する予定です。
(<http://www.office-yamanaka.com>)



ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた 事業主さん心得 その②

今回からは具体的な事例を紹介していきたいと思います。従業員を雇ったらず、必要な「労働条件通知書」についての紹介です。「事業主は労働者を雇用した時は、労働条件を書面で明示しなければならない。」（労働者とは、常用、パート、アルバイト等の区別無く、全ての労働者とする）のです。例えば、こういった形で明示します。

労働条件通知書

- ①雇用期間（ずっと働いてもらいたいと思い、期間の定めなしとした）
- ②労働時間…朝9時から夕方6時まで
（お昼休憩60分）1日8時間労働。
- ③勤務場所…会社と訪問介護先。
- ④仕事の内容…介護・福祉サービス業務全般。
- ⑤休日…毎週土曜日と日曜日。週の労働時間40時間。
- ⑥所定外労働時間の有無…原則なし。
- ⑦年次有給休暇…6か月間継続勤務した場合、法定どおり支給。
- ⑧賃金…（イ）時間給850円
（ロ）通勤手当1日200円。
- ⑨所定外労働の割増賃金125% 休日割増賃金135%。
- ⑩賃金の締切日25日。支払日末日。
- ⑪退職に関する事項…定年制あり。満65歳。退職の手続きは30日以上前に届け出る。

次回は「雇用保険」についてお話する予定です。

介護保険なんでも Q&A

Q

介護予防通所系サービスについてですが、提供にあたり、利用者様を午前と午後に分けてサービス提供を行うことはできますか？

A

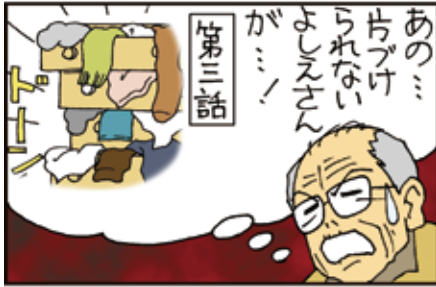
できます。介護予防通所系サービスは介護報酬が包括化されていますので、事業者が個々の利用者の希望や心身の状態に応じて、利用者にわかりやすく説明した上で同意が得られれば、提供回数、提供時間に

ついて自由に設定をすることができますので、さまざまな工夫で、利用者さまの満足度を上げながら事業所の回転数を上げてはいかがでしょうか。



「妻のために生きる」～団塊オヤジの介護生活～

妻の介護歴6年のShiozyが綴る「喜びと感動」の介護生活。
さあ、元気が出る介護をめざしましょう。



新刊本のご案内

shiozyさんが本を出されました。
アマゾンのネット販売でお求めください。



妻のために生きる
塩崎周司 @shiozy

● 10年前の思い出

日常の介護生活の中で、回復の糸口を見つけた妻の秀子は、ますます積極的になっていった。回復の糸口とは、たとえば口紅でありブラジャーであり、スカートやジーパンであった。というのが前回のお話でした。

今回は、その中のひとつ「エプロン」にまつわるエピソードをご紹介します。夏から秋に変わる季節、衣替えをしようとタンスや押入れを整理しだした妻の秀子は、収納ボックスの底の方にあったエプロンを見つけた。「うわあ、な、なつかしい」そのあと一生懸命私に何かを説明しようとするが、悲しいかな失語症、言ってる意味がわからない。30分ほど要して解説したところによると、「このエプロンは、娘が高校生のときのバザーで買ったもので、バザーではうどんやおにぎりを売ったりして楽しかった」10年ほど前の記憶を思い出したのだった。

遠い目線でしばらくうっとりしていた秀子は、何を思ったのかそのエプロンを身に着けた。夕食を自分ひとりで作るという。その当時、少しずつ料理ができた頃ではあったが、それは私やヘルパーさんの介助があったから可能だったのだ。ひとりで作れるのか？ 見ている私には疑問に思えたが、まあともかくやらせてみることにした。「あ、あっちへ行って」台所から追い出された私は、見て見ぬフリをすることにした。

コメを研いでいる。何か野菜の皮をむいている。トントンと、ぎごちないけど野菜を切る音がある。何を作ろうとしているのかわからない。口出ししたいけど、ぐっと我慢の一時間だった。

● 涙の塩味

ピーと音がして、どうやらご飯が炊き上がったようだ。いい香りが漂ってきて、それはなにやら炊き込みご飯の匂いがした。お茶碗に盛って私のところに持ってくるのかと待っていたが、いくら待っても届かない。しびれを切らせ台所に行ってみると、なんと炊き込みご飯をうちわで冷ましてるではないか。たまらず「何をしてるん？」と声をかけた。「炊き込みご飯を冷ましてどうするん？」こう訊くと、秀子は「い、いいの。あっちへ行って」。またまた私は追い払われてしまったのだ。それから小一時間。腹が減ってどうにもたまらず、台所を覗いてみると、秀子は片手でおにぎりを作っていたのだった。ご飯が熱いから握れない。そこで握れるほどに冷ましていたのだ。片手でおむすびを作るのは難しかっただろうに、一生懸命握ったようだ。本人は俵むすびを作ったつもりらしいが、カタチが不恰好なのは我慢しよう。

「お、おむすびが作りたかったの」10年ほど前の思い出が詰まったおむすびだ。カタチも味も不細工なおむすび。しかし、愛情と涙の塩味はしっかり詰まっていたのでした。



「挑戦する気持ち→出来たときの喜び→生きがい→感動介護」という介護の新しい方程式を作り上げたいと思っています。

ブログ「Shiozyの介護生活」<https://iiro.jp/blog/shiozy>

編集後記

とりわけ暑かった今年の夏もようやく終わり、過ごしやすい季節となりました。スポーツの秋、食欲の秋、芸術の秋…みなさんの秋はどんな秋ですか。いずれにしても、楽しく秋を満喫できるといいですね。次回は12月1日発行予定です。どうぞお楽しみに。皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。

〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2 キャブス介護事業サポート